

## 公布された規則のあらまし

### 佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 46 号）

- 1 統括本部にさが創生推進課を置き、経営支援本部の市町村課の名称を市町支援課に改めることとした。（第 3 条関係）
- 2 統括本部のユニバーサルデザイン推進監の名称をユニバーサル社会推進監に改め、市町村課の地域振興企画監及び統括本部のさが創生企画監を廃止することとした。（第 5 条、第 21 条及び第 26 条関係）
- 3 さが創生推進課及び市町支援課の分掌事務を定めることとした。（第 6 条及び第 13 条関係）
- 4 この規則は、平成 27 年 7 月 15 日から施行することとした。
- 5 佐賀県公有財産規則ほか 2 規則について、所要の改正を行うこととした。